

国民年金保険料収納事業に係る民間委託事業者の業務従事者の 逮捕に関する報告及び今後の対応方針について

1. 概要

平成 29 年 7 月 12 日、奈良県において、市場化テスト事業として国民年金保険料収納業務の一部を委託している、民間委託事業者アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体（以下「当該事業者」という。）の訪問員が詐欺罪の容疑で奈良県の西和警察署により逮捕されました。

本事件を受けて、日本年金機構が今までに実施した対応、及び今後の取り組みについて、以下のとおりご報告します。

2. 事件の内容

本事件は被疑者が平成 28 年 8 月中旬ごろ、奈良年金事務所の職員を騙り、被害者に接触し、電話で「20 歳のころから年金を払えていない」などと言い、平成 29 年 4 月に現金を要求し、5 月 3 日に現金 23 万円を詐取したものです。

3. 当該事業者の委託状況

当該事業者は現在、近畿①地区（京都府、福井県、奈良県、滋賀県）及び九州③地区（沖縄県）について業務を受託しています。

また、契約期間は九州③地区が平成 29 年 9 月 30 日まで、近畿①地区が平成 30 年 9 月 30 日までとなっています。（下表参照）

なお、平成 29 年 7 月 11 日に入札を実施した平成 29 年 10 月開始事業において落札した地区はありません。

委託地区名	管轄府県	委託期間	委託金額
近畿①地区	京都府、福井県 奈良県、滋賀県	平成 27 年 5 月 1 日 ～平成 30 年 9 月 30 日	717,336,000 円
九州③地区	沖縄県	平成 26 年 10 月 1 日 ～平成 29 年 9 月 30 日	241,056,000 円

4. 事件発生後の対応

日本年金機構では今回の事件を重く捉え、今後の再発防止、及び模倣犯を防ぐ観点から平成 29 年 7 月 13 日より全ての民間委託事業者の訪問員による収納業務を当面、中止することといたしました。

また、当該事業者においては、被疑者が接触した他のお客様に対して、不審な点がなかったかどうかを全て確認し、報告するよう、指示をいたしました。

さらに、全ての民間委託事業者に対して、保険料の収納に関する会計帳簿の管理、及び訪問員の管理体制について改めて立入検査を実施しています。

なお、平成 29 年 7 月 24 日時点において、当該事業者の調査において、他のお客様に対して不審な行動があったとの報告は受けていません。また平成 29 年 7 月 24 日時点において、他 5 社のうち 3 社の立入検査を実施しましたが、同様又は類似の事案は検出されておられません。

5. 本事件による業務への影響

(1) 収納業務の中止に伴う督促件数及び達成目標への影響

本事業は委託費について、各月毎に計画した納付督促の件数を実施件数が上回ることを、支払の条件として規定しています。

本事件を受け、訪問員による収納業務を中止しているところですが、あくまでも訪問先において納付督促を実施した結果、滞納者から納付の希望があった場合に保険料の委託を受けることとしており、収納業務の為だけに訪問を行うことはないことから、納付督促の実施件数に影響はないと考えています。なお、平成 28 年度の実績として、戸別訪問の実施件数約 669 万件に対して、訪問先での収納件数は約 4,400 件に留まることから、訪問先において収納業務に至る件数は極僅かとなります。

また、本事業は達成目標の達成度合いに応じた委託費の増減措置を規定しており、達成目標の指標には納付月数が含まれています。

但し、納付月数への影響については平成 28 年度の督促納付月数（納付期限を経過して納付された保険料のうち、強制徴収による納付月数を除いたもの）は約 1,887 万月に対して、訪問先で納付委託を受けた月数は約 8,000 月と、非常に限定的なものとなっております。

また、国民年金保険料は金融機関の他、コンビニエンスストア等により納付が可能であり、収納業務を中止したとしても、その他の方法で納める機会が設けられていることから、達成目標への影響は、ほぼないと考えています。

(2) お客様への影響

報道された平成 29 年 7 月 12 日から 7 月 23 日までの間、お客様より寄せられたお問い合わせは 18 件です。そのうち日本年金機構の受付件数は 7 件、民間委託事業者の受付件数は 11 件となっています。

お問い合わせの中には民間事業者へ業務を委託することに対する不信といったものもあり、本事件を受け、少なからずお客様のへの影響はあったと考えております。

6. 当該事業者への対応

本事業の業務委託契約書第 33 条 2 項 15 号において「本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。」について、予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるとされています。

また、現在は容疑の段階ではありますが、被害者の個人情報を得た手段が、当機構が民間委託事業者に提供している滞納者情報からのものであれば、同じく解除要件にあたる、業務委託契約書第 33 条 2 項 16 号「乙、責任者等又は業務委託員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。」にも該当するものと考えます。

本件に関しては、当初モデル事業と開始した平成 17 年度から今日に至るまで、前代未聞の案件であり、民間委託事業者の訪問員としての立場を悪用し、犯罪行為を働いたことは、市場化テスト事業の信頼性、ひいては委託元である日本年金機構の信用をも失墜し、今後の業務遂行への支障をきたすものであることから、非常に重い事態と捉えています。

そのため、今後同様の事案を発生させないためにも、厳しい対応が必要であることから、本事件が発生した奈良県を管轄する近畿①地区について、当該事業者との業務委託契約を解除すべきと考えています。

7. 解除後の対応

(1) 解除後の方針

本件にかかる委託地区（近畿①地区）が契約解除となった場合、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公サ法」という。）第 22 条第 2 項に定める措置として、新たな民間競争入札を実施することとなりますが、入札の実施については、民間競争入札実施要項の策定、入札の実施に係る作業、及び業務開始までの準備期間と、数か月の期間が必要と

なり、その間、国民年金保険料収納事業の空白期間が生じることとなります。

そのため、次回入札による業務開始までの間は、公サ法第 22 条第 2 項に定める、「その他必要な措置」として随意契約を民間事業者と締結し、国民年金保険料収納事業の実施を委託します。

(2) 随意契約とする理由

日本年金機構では、民間事業者へ業務の委託をすることを前提に、年金事務所の定員を設定していることから、空白期間について、国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施する場合、新たに特定業務契約職員等を雇用し、業務を実施することになります。

その場合は、業務従事者の雇用の確保、及び業務の習熟に相当の期間を要することから、入札の実施同様、事業の空白期間を埋めることは困難です。

また、雇用の確保が不調となった場合には、年金事務所の職員により対応をすることとなりますが、その場合は本来の業務への影響も懸念されます。

そのため、新たな民間競争入札による業務開始までの空白期間については、事業開始までの準備期間を要せず、また入札参加資格等の要件を満たしていると判断できる、本事業を委託契約している民間事業者（当該事業者を除く 5 社）の中から選定することとし、各事業者の見積合わせによる随意契約をもって、国民年金保険料収納事業の実施を委託したいと考えています。

(3) 随意契約による業務委託の期間

平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日（12 か月間）

(4) 随意契約の際の業務内容

本事業は民間委託事業者により保険料の納付の勧奨及び請求等を行うものであり、そのうち請求業務については、公サ法第 33 条第 4 項に定める国民年金法の特例により、弁護士法第 72 条の規定を適用しないものとされています。

本事業における納付の請求業務とは、督促にあたり滞納者に対して納付を請求する行為、並びに具体的な納付の約束をする行為等があたります。

仮に国民年金法の特例を適用せず、納付の請求業務を行わない場合、電話又は訪問により滞納者と接触した際に、納付の案内をすることしかできず、納付を拒否した場合の請求ができないばかりか、納付の意思を示した際に具体的な約束を取り付けることもできないこととなります。

納付の請求業務は本事業の根幹であることから、随意契約により業務を実施する場合においても、契約解除前と同等の業務を実施するために、公サ法第 33 条第 4 項に定める国民年金法の特例を適用する必要があると考えています。